

年次有給休暇の計画的付与に関する決議（例）

〇〇社〇〇工場労働時間等設定改善委員会は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、労働基準法第39条第5項に定める年次有給休暇の計画的付与に関し、次のとおり決議する。

- 1 従業員が有する本年度の年次有給休暇のうち〇日については、次の日に一斉に付与するものとする。

〇月〇日、〇月〇日……………及び〇月〇日

- 2 従業員の有する本年度の年次有給休暇の日数から5日を控除した残りの日数が〇日に満たない者については、その不足日数の限度で、第1項に掲げる日に特別休暇を与える。

（中略）

- 〇 本決議に基づく年次有給休暇の計画的付与は、〇年〇月〇日から実施するものとする。

（以下略）